

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景 .....
- 2 計画の性格と位置付け .....
- 3 計画の期間 .....
- 4 対象となる暴力 .....
- 5 計画策定の経緯 .....

  - (1) 国の動き .....
  - (2) 埼玉県動き .....
  - (3) 川口市動き .....

- 6 川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題 .....

## 第2章 計画の内容

- 1 計画の体系 .....
- 2 施策の展開 .....

  - 基本目標1 DV防止のための意識啓発 .....
  - 基本目標2 被害者の発見と相談体制 .....
  - 基本目標3 被害者の安全確保と自立 .....
  - 基本目標4 関係機関との連携協力 .....

- 3 計画の推進 .....

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」\*1 という）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、どんな理由があつたとしても決して許されるものではありません。

DVの被害者は女性が多く、DVを子どもに目撃させることは児童虐待にあたり、子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことも見逃せない問題です。

その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識\*2 など社会の構造的な問題があり、これらは男女共同参画を推進する上で克服すべき重要な課題となっています。

また、DVは、家庭内や個人的関係において行われるため、外部からの発見が難しく、加害者に犯罪の意識が薄いという傾向があります。

本市では、平成25（2013）年に策定した「第2次川口市男女共同参画計画」\*3において、「基本目標Ⅱ 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「川口市 DV 対策基本計画」（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」\*4 という）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」）として位置付けました。また、平成28（2016）年7月には、川口市配偶者暴力相談支援センター\*5 を開設し、DV防止と被害者支援に積極的に取り組んでいます。

今後も、関係各課・機関と連携を図りながら、本市におけるDV防止と被害者支援をより充実したものにするため配偶者暴力相談支援センター開設後の体制及び国・県の状況を踏まえた新たなDV対策基本計画を策定するものです。

#### \*1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

直訳すると「家庭内の暴力」となる。「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力」という意味で使われことが多い。なお、暴力は身体的な暴力のほか精神的暴力、性的暴力も含まれる。

#### \*2 性別による固定的な役割分担意識

性別に関わらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性、という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

\*3 第2次川口市男女共同参画計画

平成25（2013）年度に策定され、平成30（2018）年度に改訂された、男女共同参画に関する総合的な基本計画。

\*4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とする法律。

\*5 川口市配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法\*4 第3条に基づき設置が都道府県に義務付けられ、市町村には努力義務となっている、被害者の支援を行う拠点施設。

## 2 計画の性格と位置付け

- (1) この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。
- (2) この計画は、国の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」\*6に即し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」\*7の内容を勘案して策定したものです。
- (3) この計画は、「川口市男女共同参画推進条例」第7条の趣旨を踏まえ、「第2次川口市男女共同参画計画《改訂》」の課題7「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として位置付けます。

## 3 計画の期間

この計画期間は、平成32（2020）年度から平成36（2024）年度までの5年間とします。

※下線部分は新元号が決まり次第変更します。

### \*6 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

配偶者暴力防止法に基づいて国が告示した方針です。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められています。

### \*7 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）

配偶者暴力防止法に基づき、「都道府県は基本方針に即した都道府県基本計画を定めなければならない」とされていることから埼玉県のDV対策基本計画です。

#### 4 対象とする暴力

「配偶者暴力防止法」において対象とする暴力は、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）及び生活の本拠を共にする交際相手、さらにそれらを解消した相手から引き続き受けている暴力に限定されていますが、この計画では、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力についても対象とします。

また、暴力には身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、さらに子どもの目の前で暴力を振るうことも含まれます。

##### 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの

例) 平手で打つ・こぶしで殴る・足で蹴る・身体を傷つける可能性のある物で殴る・殴るふりをして脅す・刃物を突きつけて脅かす・突き飛ばす・壁に叩きつける

##### 精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの

例) 大声でどなる・「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などと言う・「別れたら自殺する」と脅す・何を言っても長時間無視し続ける。

##### 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの

例) 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる・嫌がっているのに性行為を強制する。

##### 経済的暴力

生活費を渡さない、仕事を無理やりやめさせて経済的自由を奪ったりするもの

例) 外で働くなと言う・仕事をやめさせたりする。

## 社会的暴力

人間関係や行動を監視、制限するもの

例) 実家や友達付き合いを制限する・電話や郵便物などを細かく監視する。

## 子どもを利用した暴力

子どもの目の前で暴力をふるったり、子どもへの暴力をほのめかしたりするもの

例) 子どもが見ている目の前で母親を殴ったり蹴ったりする。

子どもに危害を加えると言って脅す。

## 5 計画策定の経緯

### (1) 国の動き

国では、DVの防止と被害者の保護を目的に、平成13(2001)年に「配偶者暴力防止法」が制定され、DVを防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。

「配偶者暴力防止法」が制定され、平成16(2004)年5月に1度目の改正が行われ、同年12月に施行とともに「基本方針」\*6が策定された。平成19(2007)年7月に2度目の法改正がされ、保護命令制度の拡充とともに、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務として規定されました。その後、平成20(2008)年1月に「基本方針」が改定され、都道府県と市町村の役割が明確化されました。さらに平成25(2013)年7月の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対策とされることとなりました。

### (2) 県の動き

埼玉県では、「配偶者暴力防止法」の制定を受け、平成14(2002)年「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」において「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つと位置づけました。

平成16(2004)年の配偶者暴力防止法の改正を踏まえ、平成18(2006)年度には「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定、平成29(2017)年3月には「第4次配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

### (3) 川口市の動き

本市では、平成24(2012)年に「川口市男女共同参画推進条例」を制定し、第7条(性別による権利侵害の禁止)の中で「何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない」ことを条文として定めました。また同条例の趣旨に基づき、平成25(2013)年に策定した「第2次川口市男女共同参画計画」において、「基本目標Ⅱ 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「配偶者暴力防止法」第2条第3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けました。

平成28（2016）年7月には、DV被害者の身近な相談窓口として川口市配偶者暴力相談支援センターを開設し、配偶者からの暴力の防止と被害者の支援に取り組んでいます。



## 6 川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題

### (1) 川口市の現状

#### DVに関する市民意識調査

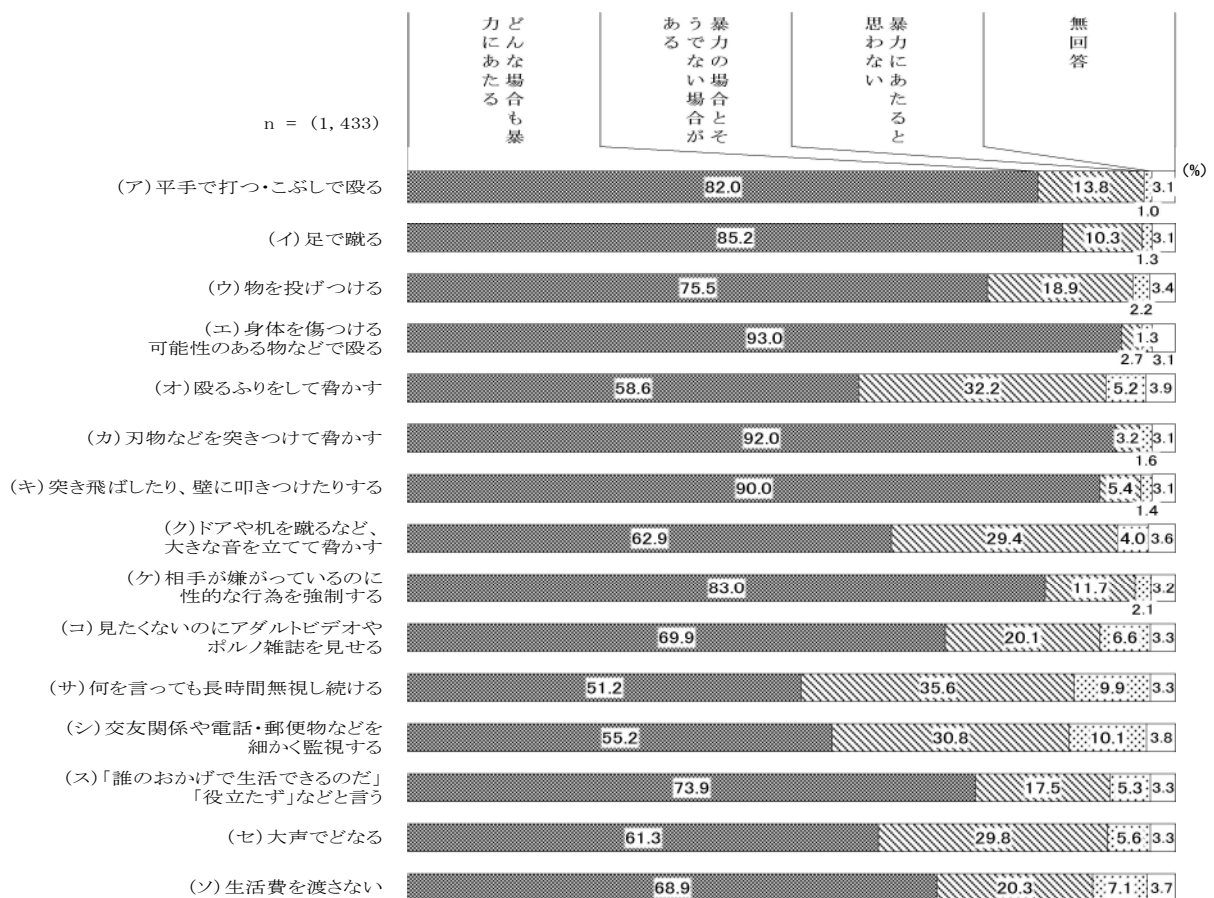
平成28（2016）年11月に実施した「川口市男女共同参画に関する市民意識調査」のうち、DVに関する回答結果は次のとおりでした。

##### 調査の概要

- ・調査対象 市内在住の満20歳以上の市民
- ・調査方法 4,000人を住民基本台帳から無作為抽出
- ・有効回答 1,433人（男性：535人・女性：819人）

#### ①暴力にあたると思う行為

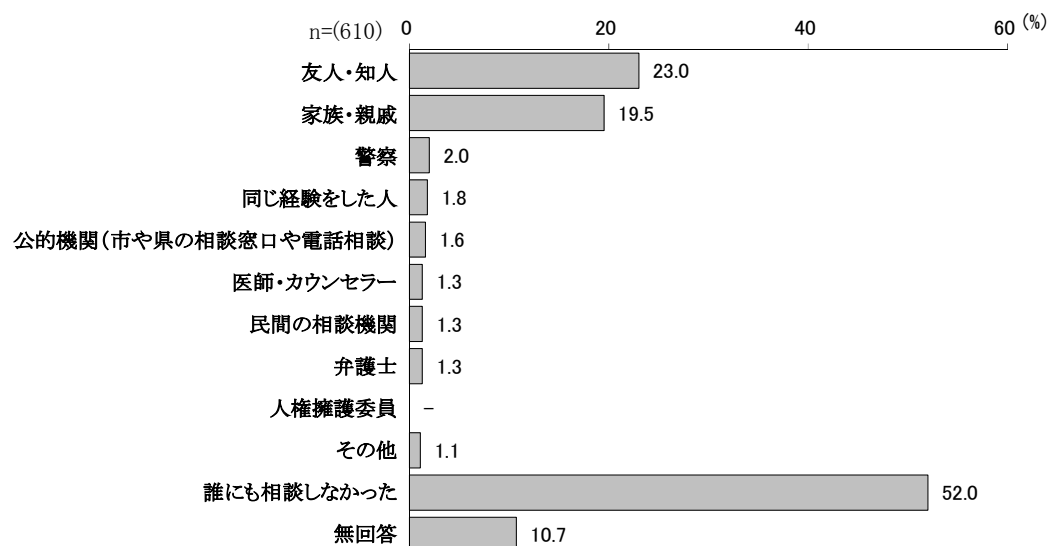
15の行為が暴力にあたるかどうか聞いたところ、「どんな場合も暴力にあたる」は[身体を傷つける可能性のある物などで殴る]が93.0%で最も高く、以下[刃物などを突きつけて脅かす]（92.0%）、[突き飛ばしたり、壁に叩きつけたりする]（90.0%）、[足で蹴る]（85.2%）、[相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する]（83.0%）の順で続いています。



## ②暴力を受けた際の相談先

暴力と思う行為を受けた際、誰かに相談したか聞いたところ、[誰にも相談しなかった]が52.0%と過半数を占めています。相談した人の中では、[友人・知人]が23.0%で最も高く、次いで[家族・親戚](19.5%)となっています。

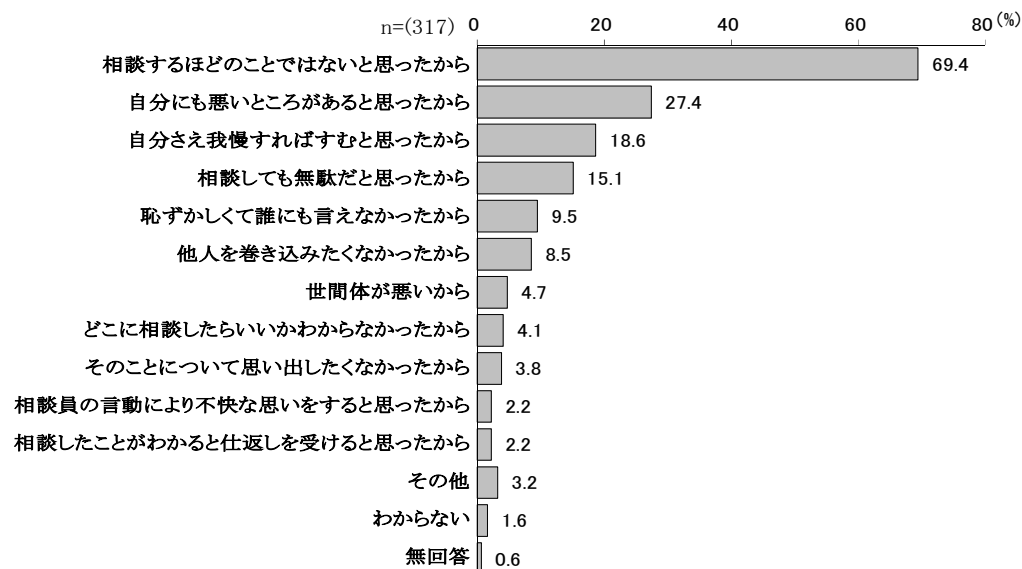
※暴力にあたる行為を受けた610人の回答



## ③暴力を受けた際、相談しなかった理由

暴力と思う行為を受けながら誰にも相談しなかった人にその理由を聞いたところ、[相談するほどのことではないと思ったから]が69.4%で最も高く、以下[自分にも悪いところがあると思ったから](27.4%)、[自分さえ我慢すればすむと思ったから](18.6%)、[相談しても無駄だと思ったから](15.1%)の順で続いています。

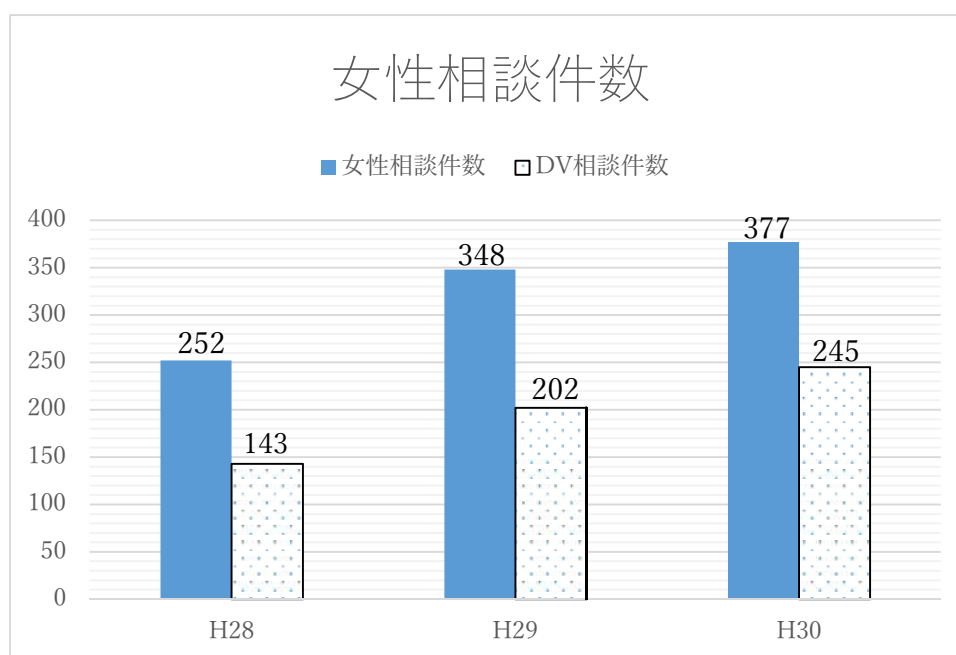
※相談しなかったと答えた方の317人の回答



## (2) 市における女性相談件数

平成28(2016)年7月に女性相談窓口(川口市配偶者暴力相談支援センター)を開設してからの調査件数です。

DVに関する相談件数は、増加傾向にあります。



※H28は7月から3月までの調査件数。

※H30は4月から1月までの調査件数。

## (3) 課題

DVに関する相談は、平成28(2016)年7月からの3年間の比較をみても増加傾向にあります。一方で、市民意識調査の結果からは相談窓口の認知度が低いこと、また、暴力を受けていても、それが相談するほどのことでないと思っている人が多いことから、DVは潜在化しやすく、周囲も気が付かないうちに被害が深刻化する恐れがあることが見てとれます。

このようなことから被害者の身近な相談窓口として、相談窓口(配偶者暴力相談支援センター)の周知に努めます。

また、DV被害者の安全な生活に向け、被害の把握から保護、自立に至るまで、関係各課と連携し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。